

2016年10月19日 全5頁

# TLAC 保有のダブルギアリング規制

【BCBS 最終規則】ダブルギアリングにならない部分のRWは20%か

金融調査部 主任研究員  
鈴木利光

## [要約]

- 2016年10月12日、バーゼル銀行監督委員会（BCBS）は、最終規則文書「TLAC 保有」（TLAC 保有最終規則文書）を公表している。
- “TLAC”とは、グローバルなシステム上重要な銀行（G-SIBs）の総損失吸収力（Total Loss-Absorbing Capacity）をいう。TLACについては、2015年11月に、金融安定理事会（FSB）が、タームシートを含む最終的な基準（TLAC タームシート）を公表している。
- TLAC 保有最終規則文書の目的は、TLAC タームシートが規定する「TLAC 保有のダブルギアリング規制」の明確化である。TLAC 保有最終規則文書は、このダブルギアリング規制を、バーゼル規制資本への出資にとどまらず、TLAC 保有にまで拡張している。
- TLAC 保有最終規則文書の適用対象は、バーゼル規制と同様に、「国際統一基準行」である。また、TLAC 保有最終規則文書のいう「TLAC 保有」は、原則として、バーゼル規制資本に該当しないTLAC への出資のみを指す。
- TLAC 保有最終規則文書は、議決権10%以下保有先が発行するTLACの保有について、自己の普通株式等Tier 1（GET 1）の5%以内であれば、ダブルギアリング規制の対象としていない。
- GET 1の5%超相当分のTLAC 保有があった場合、その分は、続いて、バーゼルIIIで導入された、「GET 1の10%」という閾値（スレッシュホールド）を超えるか否かの算出にカウントされる。すなわち、GET 1の5%超相当分のTLAC 保有を、バーゼル規制資本（GET 1、その他Tier 1（AT1）、Tier 2）の保有と合わせて、GET 1の10%超相当分があった場合、その分を、対応するバーゼル規制資本から控除する（コレスポンディング・アプローチ）。この場合、TLAC 保有の分は、Tier 2から控除する。
- なお、議決権10%以下保有先が発行するTLACの保有のうち、ダブルギアリング規制の対象とならない部分のリスク・ウェイトは変更されていない。
- TLAC 保有最終規則文書は、TLAC タームシートと同様に、2019年1月から適用される。

## [目次]

■ 1. はじめに	2
■ 2. TLAC 保有最終規則文書の目的と対象	2
■ 3. G-SIBs による TLAC 保有	3
■ 4. 非 G-SIBs による TLAC 保有	4
■ 5. 「TLAC 保有」の範囲	5
■ 6. おわりに	5

## 1. はじめに

2016 年 10 月 12 日、バーゼル銀行監督委員会（BCBS）は、最終規則文書「TLAC 保有」（以下「TLAC 保有最終規則文書」）を公表している<sup>1</sup>。

“TLAC”とは、グローバルなシステム上重要な銀行（G-SIBs）<sup>2</sup>の総損失吸収力（Total Loss-Absorbing Capacity）をいう。TLAC については、2015 年 11 月に、金融安定理事会（FSB）が、タームシートを含む最終的な基準（以下、「TLAC タームシート」）を公表している<sup>3</sup>。

TLAC 保有最終規則文書は、TLAC タームシートと同様に、2019 年 1 月から適用される。

本稿では、TLAC 保有最終規則文書の内容を簡潔に紹介する。

## 2. TLAC 保有最終規則文書の目的と対象

## (1) 目的

TLAC 保有最終規則文書の目的は、TLAC タームシートが規定する「TLAC 保有のダブルギアリング規制」の明確化である<sup>4</sup>。

<sup>1</sup> BCBS ウェブサイト参照 (<https://www.bis.org/press/p161012.htm>)。

<sup>2</sup> 本稿執筆時点では、日本の 3 行を含む 30 行が G-SIBs に認定されている。詳細については、金融安定理事会 (FSB) ウェブサイトを参照されたい。

(<http://www.fsb.org/2015/11/fsb-publishes-the-2015-update-of-the-g-sib-list/>)

<sup>3</sup> TLAC タームシートの概要については、以下の大和総研レポートを参照されたい。

◆ 「本邦 TLAC 債、バイルイン条項は不要」(鈴木利光) [2016 年 4 月 25 日]

([http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20160425\\_010850.html](http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20160425_010850.html))

◆ 「TLAC (G-SIBs の追加規制) の最終報告」(鈴木利光) [2015 年 11 月 11 日]

([http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20151111\\_010305.html](http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20151111_010305.html))

<sup>4</sup> TLAC タームシート 15 は、TLAC 保有のダブルギアリングについて、次のように規定している (FSB ウェブサイト参照

(<http://www.financialstabilityboard.org/wp-content/uploads/TLAC-Principles-and-Term-Sheet-for-publication-final.pdf>)。下記二重下線は筆者)。

“In order to reduce the risk of contagion, G-SIBs must deduct from their own TLAC or regulatory capital exposures to eligible external TLAC instruments and liabilities issued by other G-SIBs in a manner generally parallel to the existing provisions in Basel III that require a bank to deduct from its own regulatory capital certain investments in the regulatory capital of other banks.

「ダブルギアリング」とは、銀行による連結外金融機関向けの出資のことである。バーゼル規制では、一般的に、これを自己資本から控除するという取扱いをしているが、これを「ダブルギアリング規制」という。

TLAC 保有最終規則文書は、このダブルギアリング規制を、バーゼル規制資本への出資にとどまらず、TLAC 保有にまで拡張している。

## (2) 対象

TLAC 保有最終規則文書の適用対象は、バーゼル規制と同様に、「国際統一基準行」(internationally active banks) である。すなわち、G-SIBs のみを適用対象としている TLAC タームシートとは異なり、それ以外の国際統一基準行（以下、G-SIBs に該当しない国際統一基準行を「非 G-SIBs」という）をも適用対象としている点に留意されたい。

また、TLAC 保有最終規則文書のいう「TLAC 保有」は、原則として、バーゼル規制資本に該当しない TLAC（例：持株会社である G-SIBs 発行のシニア債等。以下、「TLAC 債」という）への出資のみを指す点にも留意されたい。

整理すると、TLAC 保有最終規則文書は、①G-SIBs による TLAC 保有、及び②非 G-SIBs による TLAC 保有、の二通りのケースを捕捉するものである。

## 3. G-SIBs による TLAC 保有

### (1) 自己保有 TLAC

G-SIBs による、自己の TLAC 保有（自己保有 TLAC）については、自己保有 TLAC の部分を全額 TLAC から控除する。

### (2) 意図的保有

G-SIBs による、他の G-SIBs との間の TLAC 保有における資本かさ上げ目的の持合い（意図的保有）については、意図的保有の部分を全額 Tier 2 から控除する。

---

The Basel Committee on Banking Supervision (BCBS) will further specify this provision, including a prudential treatment for non-G-SIBs.”

### (3) 議決権 10%以下保有先の TLAC 保有

#### ① TLAC 保有のみをカウントした場合のダブルギアリング規制

G-SIBs による、議決権 10%以下保有先が発行する TLAC の保有については、自己の普通株式等 Tier 1 (CET 1) の 5%以内であれば、ダブルギアリング規制の対象にならない<sup>5</sup>。

ただし、「CET 1 の 5%」という閾値 (スレッシュホールド) を援用するためには、その TLAC 保有が、30 営業日以内に売却されるトレーディング勘定に区分されていなければならない。

#### ② バーゼル規制資本の保有と TLAC 保有を合わせてカウントした場合のダブルギアリング規制

①で CET 1 の 5%超相当分の TLAC 保有があった場合、その分は、続いて、バーゼルⅢで導入された、「CET 1 の 10%」という閾値 (スレッシュホールド)<sup>6</sup>を超えるか否かの算出にカウントされる。

すなわち、CET 1 の 5%超相当分の TLAC 保有を、バーゼル規制資本 (CET 1、その他 Tier 1 (AT1)、Tier 2) の保有と合わせて、CET 1 の 10%超相当分があった場合、その分を、対応するバーゼル規制資本から控除する (コレスポンディング・アプローチ)。

この場合、TLAC 保有の分は、Tier 2 から控除する。

### (4) 議決権 10%超保有先の TLAC 保有

G-SIBs による、議決権 10%超保有先の TLAC 保有については、その全額を Tier 2 から控除する。

## 4. 非 G-SIBs による TLAC 保有

### (1) 議決権 10%以下保有先の TLAC 保有

#### ① TLAC 保有のみをカウントした場合のダブルギアリング規制

非 G-SIBs による、議決権 10%以下保有先が発行する TLAC の保有については、自己の CET 1

<sup>5</sup> 2015 年 11 月公表の市中協議文書では、「CET 1 の 10%超相当分」の Tier 2 控除が提案されていた。

<sup>6</sup> バーゼルⅢで導入された、「CET1 の 10%」という閾値 (スレッシュホールド) の概要については、以下の大和総研レポートを参照されたい。

◆ 「バーゼルⅢ告示① 普通株式等 Tier1 比率 (連結) <訂正版>」(鈴木利光/金本悠希) [2013 年 1 月 25 日]  
([http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20130125\\_006730.html](http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20130125_006730.html))

◆ 「バーゼルⅢ告示② Tier1 比率 (連結) <訂正版>」(鈴木利光/金本悠希) [2013 年 1 月 25 日]  
([http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20130125\\_006731.html](http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20130125_006731.html))

◆ 「バーゼルⅢ告示③ 総自己資本比率 (連結) <訂正版>」(鈴木利光/金本悠希) [2013 年 1 月 25 日]  
([http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20130125\\_006732.html](http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20130125_006732.html))

の5%以内であれば、ダブルギアリング規制の対象にならない<sup>78</sup>。

## ② バーゼル規制資本の保有と TLAC 保有を合わせてカウントした場合のダブルギアリング規制

3. (3) ②に同じ (p. 4 参照)。

## (2) 議決権 10%超保有先の TLAC 保有

3. (4) に同じ (p. 4 参照)。

## 5. 「TLAC 保有」の範囲

前述 (p. 3 (2)) の通り、TLAC 最終規則文書のいう「TLAC 保有」は、原則として、TLAC 債への出資のみを指す。

しかし、TLAC 保有最終規則文書は、実際には、「TLAC 保有」の範囲を、TLAC 債への出資のみならず、TLAC 債と同順位(又はより劣位)の G-SIBs 発行証券全般への出資にまで拡大している。例えば、残存期間が1年未満となったことで TLAC 適格を喪失した債券への出資<sup>9</sup>や、TLAC 適格のない劣後債<sup>10</sup>への出資がこれに該当する。

なお、TLAC の劣後要件の免除を受けた TLAC 債 (例えば、欧州連合 (EU) 域内の、持株会社ではない G-SIBs が発行したシニア債)<sup>11</sup>への出資については、その全額を TLAC 保有にはカウントせず、それらが G-SIBs への付保預金と同順位の出資に占める割合に限定してカウントすることとしている。

## 6. おわりに

以上が、TLAC 保有最終規則文書の概要である。

一点気になるのは、議決権 10%以下保有先が発行する TLAC の保有のうち、ダブルギアリング規制の対象とならない部分のリスク・ウェイトである。TLAC 保有最終規則文書を見る限り、この点についての変更はなされていない。そのため、例えば日本の G-SIBs の TLAC 債保有のリスク・ウェイトは、標準的手法では 20%になるものと思われる<sup>12</sup>。

以上

<sup>7</sup> 脚注 5 参照。

<sup>8</sup> G-SIBs のケースとは異なり、トレーディング勘定での保有という要件はない。

<sup>9</sup> TLAC タームシート 9 は、TLAC を残存期間 1 年以上のものに限定している。

<sup>10</sup> 例えば、バーゼル規制資本に該当しない、当初満期 6 ヶ月の劣後債。

<sup>11</sup> TLAC タームシート 11 第 5 段落参照。

<sup>12</sup> バーゼル II テキスト 63 項参照。